

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大町町は国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

システム操作者に守秘義務を課し、ID・パスワードにより操作者と操作する権限を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

佐賀県大町町長

公表日

平成29年6月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>大町町では、国民健康保険法に基づき、町内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得や資産の内容から国民健康保険税を算定し納税通知を行う。給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替) ③賦課に向けて、所得や資産を確認/整備 ④課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑤口座振替やコンビニ納付、年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑥申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給 ⑦高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給 <p>なお、次期国保総合システムおよび国保情報集約システムによって行う事務については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資格継続業務 <ul style="list-style-type: none"> (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCファイル転送機能を用いて、被保険者資格移動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 ②高額該当回数の引き継ぎ業務 <ul style="list-style-type: none"> (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> 1. Acrocity国民健康保険 2. Acrocity国民健康保険税(料) 3. Acrocity国民健康保険(給付) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ul style="list-style-type: none"> (1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収滞納ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>

②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項)、内閣府・総務省令第7号第1条(1号から2号)、第2条(1号から12号)、第3条(1号から12号)、第4条(1号から2号)、第5条(1号から6号)、第19条(1号から5号)、第20条(1号から10号)、第25条(1号から16号)、第26条、第33条(1号から5号)、第43条(1号から11号)、第44条(1号から5号)、第46条(1号から8号)、第49条(1号から2号)、第53条(1号から4号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課国民健康保険・国民年金係及び税務係
②所属長	町民課長 西森明広
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画政策課まちづくり政策係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課国民健康保険・国民年金係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3114 町民課税務係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3115

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の概要 ②システム名称	—	次期国保総合システムおよび国保情報集約システムに関する内容の追加	事前	
	2. 特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険情報ファイル	(1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収滞納ファイル	事後	
	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(30の項)、内閣府・総務省令第5号 第24条(1号から6号)	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	別表2項番号の追加(9、81、95、120)	事後	
	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	町民課国民健康保険・国民年金係及び税務賦課係 町民課長 三根和弘	町民課国民健康保険・国民年金係及び税務係 町民課長 西森明広	事後	
	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画課企画係	企画政策課まちづくり政策係	事後	
	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	町民課税務賦課係	町民課税務係	事後	